

公益財団法人松山市スポーツ協会生涯スポーツ振興助成事業費交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、松山市におけるキッズからシニアまでを対象とした生涯スポーツの振興を図るため、加盟種目団体が行う生涯スポーツ振興助成事業に対し、公益財団法人松山市スポーツ協会が生涯スポーツ振興助成事業費（以下「振興助成事業費」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(振興助成事業)

第2条 振興助成事業費の対象となる生涯スポーツ振興助成事業（以下「振興助成事業」という。）は、年間を通して3回以上実施する振興助成事業とし、会長は予算の範囲内で振興助成事業費を交付する。

(振興助成事業対象経費)

第3条 振興助成事業費交付の対象となる経費は、振興助成事業の実施に必要な直接経費で、次の各号に掲げる経費とし、その基準は当該各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 報償費 | 講師・補助員等への謝金 |
| (2) 旅 費 | 講師等の旅費・宿泊費 |
| (3) 需用費 | スポーツ用具購入費（備品購入費を除く。）消耗品費、等 |
| (4) 役務費 | 通信運搬費、保険料（一日保険料）、等 |
| (5) 使用料及び賃借料 | 会場借上料、等 |
| (6) 会議費 | 事前打合せの経費 |
| (7) その他の経費 | 会長が特に認めた経費 |

(振興助成事業費の額)

第4条 振興助成事業費の額は、実施回数に10,000円を乗じた額を上限として、1種目団体100,000円を限度とする。

(振興助成事業費の交付申請)

第5条 振興助成事業費の交付を受けようとする加盟種目団体は、会長に振興助成事業費交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(振興助成事業費の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請書を受理したときは、普及委員会において内容を審査のうえ交付の可否を決定し、振興助成事業費交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(計画変更の承認)

第7条 振興助成事業費の交付決定を受けた加盟種目団体（以下「振興助成事業者」という。）は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（第3号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、振興助成事業費の額に影響を及ぼさない変更についてはこの限りでない。

- (1) 振興助成事業の振興助成事業対象経費の額を変更しようとするとき
- (2) 振興助成事業の内容を変更しようとするとき

2 会長は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更することができる。

(振興助成事業の中止又は廃止)

第 8 条 振興助成事業者は、振興助成事業を中止又は廃止しようとするときは、振興助成事業中止（廃止）届（第 4 号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 9 条 振興助成事業者は、振興助成事業を完了したときは、その日から 1 か月以内に（ただし、年度末の場合は、翌年度の 4 月 10 日までに）実績報告書（第 5 号様式）を提出しなければならない。

(振興助成事業費の交付時期及び方法)

第 10 条 振興助成事業費は、前条の規定により実績報告書等に基づき、振興助成事業が申請どおり実施されたことを確認した後に交付する。ただし、10 回以上実施する場合は、振興助成事業開始前に 2 分の 1 の額を、実績報告書等に基づき確認した後に、残りの 2 分の 1 の額をそれぞれ交付する。

2 振興助成事業者は、振興助成事業費の交付を受けようとするときは、請求書（第 6 号様式）を提出しなければならない。

(振興助成事業費の返還)

第 11 条 会長は、振興助成事業者が虚偽の申請その他不正な手段により振興助成事業費の交付を受け、又は振興助成事業費を交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の変換を命ずることができる。

(振興助成事業費の経理)

第 12 条 振興助成事業者は、振興助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して振興助成事業の収入額及び支出額を記載し、振興助成事業費の使途を明らかにしておかなければならない。

(委 任)

第 13 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 28 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、公益財団法人松山市体育協会の移行登記の日（平成 24 年 7 月 4 日）から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。